降雪期に注意を

方針　本年は大雪が予想されるので除雪状況を判断して除雪にあたる。（概ね降雪二五㎝以上）保育所マイクロバス、消防車その他車輌の運行に支障のないよう次の順序で除雪にあたる。

◎道路の除雪対策

㈠第一次路線
県道＝糸郷屋白根線（但し鈎寄より糸郷屋迄を除く）月潟西川線、停車場線
村道＝東部用水路沿い全線、埋立小路、役場小路、トミヤ脇、寺小路、登石善八脇、落田八五郎脇各道路、中学校道路、月潟駅～萱場橋迄
村道以外＝役場前駐車場、星野物産駐車場、保育所道路、東小、中学校玄関口、東小給食室入口迄

㈡第二次路線
県道＝新津・燕・茨曽根線、糸郷屋・白根線のうち鈎寄～糸郷屋迄
村道＝鈎寄～鈎寄新～木滑下神社裏迄、野内庄松～高木健市脇迄、ダホ小路、光伝寺脇、東長島倉庫、木滑倉庫、木滑公会堂、児玉忠七、角田金左エ門脇の各道路、大別当橋元屋脇～小武内吉太郎裏、針ケ曽根降路、針ケ曽根降路舗装部分）

㈢第三次路線
村道＝保育所脇～西萱場内村道上曲通部落内村道、下曲通部落内村道（含む停車場線）、木滑～上曲連絡道路、木滑～西萱場連絡道路の西方大排迄
村道以外＝月潟宮小路

◎防火用水確保対策

㈠東部用水路は防火用水確保のため井堰をしめる。特にこの水路には雪捨はしないこと。（土地改良区）

㈡除雪のため道路の両側に雪の壁ができるので要所要所に取水口を東部用水、五ケ江用水、西側用水路に設けて頂きます。（消防団・総代）

㈢消火栓設置ケ所は常時取水可能の状態にしておく。（消防団）

◎交通の確保及び安全対策

㈠駐車禁止区域
県道月潟橋～電々公社前迄、停車場線、村道月潟橋～農協裏、停車場線～萱場橋迄の区域（別途図面で周知します）

㈡駐車場は役場前駐車場、星野物産駐車場、中学校道路のうち、東小前迄の南側、農協裏から新町阿部成一裏までの東側、月潟橋連絡道路完成道路に指定します。（但し夜間の青空駐車は禁止します）

㈢車の待避所は除雪路線に設けます。

㈣除雪路線道路の夜間及昼間の長期駐車は禁止します。（交通安全協会）

㈤商工業者の車は特に夜間は確実に車庫に入れるように。（商工会、交通安全協会）

◎その他の対策

㈠除雪路線上へ物品の常時放置が見受られるが徹去して頂きます。（総代）

㈡除雪路線上へ立木の枝が出ているところは伐切して頂きます。

（総代）

◎除雪の苦情等の措置

㈠除雪に対する苦情及び要望等は総代を通じ係へ申出下さい。

㈡除雪の際施設又は器具等を破損した場合は総代を通じて係へ申出下さい。

◎大字月潟西萱場（新町）の除雪対策

㈠屋根からおろした雪は、月潟西萱場総代指揮のもと商工会と連繋し車輌運行に支障がある場合排除する。

㈡道路除雪に支障がある場合は、村長が総代及び商工会長を通じて排除を指示します。

㈢雪捨て場所は県道（新道）の中間用水路、大排水路地点に設ける。

㈣除雪車を運行する場合、ガラス戸等破損しやすい箇所があるので総代は破損防止の措置をするよう個人へ連絡する。

㈤排雪経費は部落及び商工会の負担とする。

㈥除雪した雪、屋根から落した雪を融かす為、道路へ放出するときは通行に支障のない程度に行うこと。

◎火災予防と雪の対策

これから冬を迎え、各家庭ではそれぞれ暖房器具を始め、火をひんぱんに使用するようになります。これからの危険物を扱う器具は取扱いの不注意から、大きな火災に結びつくことが多く、加えて雪のため出入口が閉鎖されるため、その傾向が益々強くなります。

更に雪のため家屋の倒壊等も考えられるため次のことがらに注意

◎水道管に防寒を

厳しい寒さの季節がやってまいりました。

この季節は水道管にとって、つらい時期です。寒さのために水道管が凍結し破裂するからです。

しかも悪いことには、これらの事故は村内一斉に発生しますので、係では修理に手が廻らないため消費者の方もお困りになったことがあったと存じます。

それで、そんなことにならないよう次の点に充分御注意ください。

一、防寒措置の不完全な水道管は、災害を未然に防止しましょう。

一、暖房器具は、取扱いの不注意から事故になります。説明を良く読んで使用しましょう。ことに燃焼中の移動や給油は絶対にしないで下さい。

二、暖房器具のそばに物を乱雑に置いたり子供を遊ばせたりしないよう注意しましょう。

三、雪のため、出入口が制限されますが、万一に備えて最低二～三ケ所はあけておきましょう。

四、万一の用心に消火器や消防用水を準備しましょう。

五、積った雪は、降ったばかりのときに比べてその重さは比較できないほど重くなります。

例えば積雪三十センチのときは一平方米当り三十キログラムですが五倍の一五〇センチでは十三倍の四百キログラムとなります。普通の家庭では一平方米当りの平均耐圧は五百キログラムと言われていますから、一～一・五メートルの範囲内で早目に雪おろしをしましょう。

気温が零下四度位になると凍って破裂します。

それで

(1)屋外にある水道管

(2)北向きの寒いところ

(3)風当りの強いところ

(4)管がハダカになっているところ

の箇所の水道管は特に防寒措置をしてください。

二、防寒措置には保護専用のスチールフォームカバーが販売されております。

取り付けは誰でもできますから御利用をおすすめいたします。

又水道係に御申込みあれば取付けいたします。

役場の日誌

十一月中の主なもの

11月2日　選挙管理委員会
消防分団長会議
15日　消防分団長会議
18日　新幹線対策協議会
20日　選挙管理委員会
20日　総務文教委員会
20日　衆議院議員選挙公示
20日　露天市場管理委員会
22日　小委員会
24日　年末調整説明会
26日　衆議院議員補欠選挙公示
27日　秋季火災予防運動開始（12月2日まで）
28～29日　農業委員会定例会
決算審査（監査委員）

～農地転用に注意～

最近、農地転用（宅地転用）が無許可あるいは許可後一年以上も農地転用に係る土地が転用目的に供されないまま放置されているもの、又事前着工と云ったような誤った考え方でおられる人が見受けられます。

今後このような事のないよう次の事項について十分認識され農地転用については注意されますようお願い申し上げます。

一、農地を農地以外にするもの（農地法第四条）、あるいは農地を農地以外のものにするため、これらの土地について権利を設定し、又は移転する場合（第五条）には省令で定めるところにより当事者は都道府県知事の許可を受けなければならない。（政令で定める場合を除く）

ただし農家が農地の保全もしくは利用増進のため農業用施設に供する（二アール以内に限る）ため転用する者は転用後農業委員会に報告しなければならない。

二、転用許可後、一ケ年以内に許可に係る用に供する事。

三、事前着工は禁止

詳細については事務局にお尋ね下さい。

尚、農業委員会では近々に、転用許可後一年を経過した件について実際に転用目的に供されているのか否かの調査を予定しております。

医療費が無料に

70才以上の老人

明春一月一日から

皆様も新聞、テレビ等で既にご存知のことと思いますが、来年一月一日から老人医療費支給制度が実施されます。

内容については次の通りです。

一、老人医療費支給制度とは。

老後を明るく豊かに過ごすために老人が医療機関にかかった場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する制度です。

二、老人医療を受けられる人は。

㈠年令が満七〇才以上であること。

㈡本人の前年所得が所得税を課税される基準（三八〇、〇〇〇）に満たない者で本人の配偶者及び扶養義務者の前年所得が国民年金法の老令福祉年の所得基準（一、三二三、六二五）以下であること。

三、老人医療を受けとるための手続きは。

申請書により老人医療が受けられる人に対しては、老人医療費受給者証、老人保健手帳、老人医療費請求書が交付されますので医療機関で受診される際は、これに被保険者証を添えて医療機関に提出し受診して下さい。

※国民健康保険被保険者で老令福祉年金を受給している人は職権を処理いたしますので申請する必要はありません。

定期露天市場の交通規制

このことについて先般村内全世帯に規制区域図を配付しましたが尚左記を厳守下さるようお願いします。

記

一、出店者は側溝より「ハミ」出して出店しないこと。日除け、雨防けの天幕の棒も同様とする。

二、西萱場農家出店者の「リヤカー」は必ず勝念寺鐘つき堂脇へ整列すること。

三、買物客は自転車、バイクは道路の西側へ「整ぜん」と、とめ〉た后買物して下さい。

四、出店者、買物客は市場整理員大字月潟　小林昭二、小出昭吾両氏の指示に従って下さい。

老人医療費の支給を受けるためには、老人医療費受給者証の交付申請書を提出しなければなりませんので満七〇才になられる人は被保険者証と印鑑をもって、満七〇才になる月の前月に手続きをして下さい。

四、老人医療を受けられる人に対しては。

「着実な歩みをめざして」

社教だより

教育委員会
公民館

◎成人式

昭和48年度（昭和27年4月2日より28年4月1日までに生まれた方）成人式を1月15日、月寿荘を会場に挙行いたしますが、これに先がけ各部落の代表者が成人者の確認で参上致しますので御協力下さるようお願いいたします。

◎民具品寄贈お願い

公民館では生活様式の急激な変化によって、だんだん失なわれてゆく民具を民俗資料として大切に保存するため民具を集めています。むかしの生活器具や、農具その他、どんなにつまらないと思うものでもありましたら御寄贈下さいませんか、お知らせ下されば、直接いただきに参上いたしますので、よろしくお願い致します。

〈△体育関係▽

排球部——県大会三位入賞

籠球部——地区大会出場

陸上競技——郡市大会に予想外の活躍、入賞者多数

籠球部——郡市新人戦で優勝

野球部——同　二位

排球部——同　三位

〈△文化関係▽

科学部——県科学研究発表会で県教育委員会賞獲得

同——長岡博物館主催、自然科学写真コンクールで長岡佳作

金賞獲得

（右二つはいずれも「ナメクジ」の生態研究に関するもの）

野上敬夫君——県募集の交通安全ポスター優秀賞

滝沢有子さん—同　佳作

児玉幸英君——学校保健西蒲支部最優秀生徒として表彰さる。

本年度の対外的な行事や催しにおける本校生徒の主な活躍の跡を記してみました。

もちろん、惜しくも入賞を逸した体育部あるいは個人においても年々力をつけてきていることは確かです。

その他、英語検定三級に挑んだ者九名、というように、その活躍は多方面にわたっています。

月潟中学校長
渡辺源五郎